

地域福祉の新たなステージを切り拓く5つの特徴



東近江市の第2次地域福祉計画の特徴は、次の5つに整理することができます。第1の特徴は、国の新たな政策枠組みである「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を取り入れたことです。国の枠組みを、どう東近江市版に取り込むのかが課題となりました。単に「わがごと」として住民に責任を求めるのではなく、行政をはじめ、専門機関の支援を「みんなの応援」として強く打ち出しました。とくに「地域福祉行政」という表現を用いて、地域福祉の推進における行政責任を明確にしました。

第2の特徴は、地域福祉推進の基本単位として14地区を設定し、それを単位に東近江市版の共助の仕組みづくりの構築を目指したことです。合併を経て10年、「東近江は一つ」と施策を展開してきましたが、高齢化の進展をとっても地域ごとの課題は大きく異なり、地域特性に合った地域福祉を構想する必要性が高まっています。この14地区の設定は、既に活動しているまちづくり協議会や地区社会福祉協議会を活かすものです。介護保険制度の総合事業を推進する第2層のエリアとも整合性をとり、他の福祉制度における地域単位での施策の展開において、地域福祉計画と一体的に推進する方向性を打ち出しました。

第3の特徴は、これまでの地域福祉の推進組織である社会福祉協議会に加えて、社会福祉法人を「地域福祉のイノベーション」の担い手として計画上位置づけたことです。社会福祉法の改正によって社会福祉法人による「地域における公益的な活動」の推進が求められたのを受けて、「みんなの応援」のなかに社会福祉法人の役割を挿入しました。

第4の特徴は、分野を越えた地域福祉の多様な人材を育成することを計画の重要な柱としたことです。福祉制度のはざまをつくらぬ地域福祉の実現には、縦割りを横軸でつなぐ人材が求められます。それには、地域福祉分野での人材育成にとどまらず、他の行政や専門分野においても地域福祉を理解できる人材を育成することが不可欠です。

最後の特徴は、計画の進行管理や修正を継続的に実施する取組を「地域福祉計画推進委員会」や「地域福祉プロジェクト委員会」の役割として確保したことです。策定委員からは、「5年計画だが、まず実行して反省点があればその場で変更する仕組みを取り入れる」ことが求められ、その意見を採用したものです。行政計画にはあまり見られない、策定委員会からの意見を計画策定作業の痕跡として、計画書に組み込んでいます。計画の修正へのヒントになることを期待しての判断からです。

これらの特徴が、東近江市民にとっての、より質の高い地域福祉を実現する方法として機能することを確信しています。